

令和5・6年度富山県建設工事入札参加資格審査に係る 審査基準（主観点数）の改正について

1 改正の趣旨

建設業者の技術力及び地域社会への貢献度をより適切に評価することを基本とする審査基準（主観点数）について、関係法令の改正状況等を踏まえ所要の見直しを行うもの。

2 主観点数の見直し

(1) 工事成績・工事表彰の配点の見直し

直近の技術力をよりの確に反映するため、県工事成績及び県等工事表彰の配点を次のとおり見直す。

建設工事の種類別県 工事成績 上限 145 点 →165 点（+20 点）	①算出式	平均 75 点以上 $40 + (\text{平均点数} - 65) \times 5$ 平均 65～74 点 $20 + (\text{平均点数} - 65) \times 5$ 平均 65 点未満 $(\text{平均点数} - 65) \times 5$
	②評価期間 ^{※1}	定期受付年度の第 1 四半期を追加 ^{※2}
建設工事の種類別県 等工事表彰 上限 60 点 →40 点（△20 点）	本庁・企業局所管表彰 △10 点	
	知事賞	30 点→ <u>20 点</u>
	部長賞	25 点→ <u>15 点</u>
	企業局長賞	25 点→ <u>15 点</u>
	事務所所管表彰 △5 点	
最優秀賞	20 点→ <u>15 点</u>	
優秀賞	15 点→ <u>10 点</u>	
良賞	10 点→ <u>5 点</u>	

※1 これまでは、前4年度（建築一式、電気、管の工種は前6年度）

※2 5年後の資格審査（R9・10 資格）の評価期間には、当該（R4）第1四半期は含めない。（建築一式、電気、管の工種については7年後の対応。）

(2) 技術職員数（業種別）

経営事項審査における技術職員区分のうち、1級技術者：3点/人、登録基幹技能者等・2級技術者等：2点/人、その他技術者：1点/人（上限30点）としていたが、新たに当該区分の監理技術者補佐についても、1人につき2点を加算する（上限は変わらない）。

(3) 建設機械の保有状況の評価

自己所有機械に加えて、1年以上のリース契約によるものも評価対象に追加する。

3 建設業を承継した法人等の評価

入札参加資格者が、建設業法による建設業者としての地位の承継の認可を受け、事業承継や相続を行った場合等において、承継元が有していた主観点項目の一部の引継ぎを認め、承継元と承継先を一つの会社とみなして算出する。

4 施行（適用）期日

2については、令和5・6年度の入札参加資格審査から適用

3については、令和5・6年度の入札参加資格審査のうち、令和5年4月1日以降に申請される随時受付から適用

<問い合わせ先>

富山県土木部管理課 入札・契約係

TEL: 076-444-3309